

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	上下水道局 下水道整備課	
許 認 可 等 名	除害施設を設けず無断で悪質汚水を排除した者等に対する改善命令等	
根 拠 法 令	徳島市公共下水道事業条例	
根 拠 条 項	第10条	
連 絡 先	(電話 621-5305)	
処 分 基 準	基 準	<p>【根拠条文】 (改善命令等) 第10条 第8条の2及び第8条の3に規定する除害施設を設けず無断で悪質汚水を排除した者があるとき又は悪質汚水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて除害施設の使用若しくは公共下水道への下水の排除の停止を命じ、又は汚水の処理の方法の改善を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)